

配偶者等からの暴力防止及び
被害者支援基本計画
(第5次)



彩の国
埼玉県

配偶者等からの暴力を許さない 社会の実現を目指して



配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。DVは家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、DVの予防と被害からの回復に向けた取組を不断に進めていく必要があります。

本県では、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行されてから、4次にわたり、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DVに係る各種施策を推進することで、被害者が声を上げられる環境と相談体制の整備等を進めてまいりました。

一方、県が令和2年度に実施した調査によると、DVの被害経験がある方のうち、相談された方は約3割にすぎないという実態があります。相談されない方には「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」という方が多くおられることから、相談しやすい環境整備により一層取り組むことに加え、DVが見逃ごされないよう周りの方々に対しても意識啓発を進めることが強く求められています。また、DVと児童虐待が併存する事案への対応も急務となっています。

このたび、本県におけるDVを取り巻く現状を踏まえ、より一層のDV対策を推進するために、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第5次計画を新たに策定しました。

配偶者等からの暴力を許さない、誰もが安心して生活できる社会の実現を目指し、市町村をはじめ、関係機関・民間団体の皆様と連携を図り、計画の推進に全力で取り組んでまいります。県民の皆様には、更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この基本計画策定に携わっていただいた策定委員の皆様をはじめとして、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの県民の方々、御協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和4年3月

埼玉県知事 大野 元裕

目次

第1 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の対象	2
4	計画の期間	3
5	計画の目標	3
6	計画を推進するための基本的な視点	4
7	計画の推進における県と市町村の役割	4
8	計画の推進体制	5
9	本県におけるDVの現状	6
10	計画の体系	23

第2 計画の内容

1	重点施策	25
2	基本目標と施策の基本的な方向	29
	基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進	29
	基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実	34
	基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実	47
	基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援	55
	基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進	60

参考資料

1	計画策定の経緯	66
2	DV被害者支援の流れ	69
3	関係機関の支援ネットワーク	70
4	関係法令等	75
	・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
	・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）	
	・ 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について（厚生労働省通知）	
5	DV対策に関する埼玉県の主な取組	85
6	用語の解説	87

◆文中に*を付した語句については、87頁以降の「用語の解説」を御参照ください。